

小松島市内で転居された方へ

※次の資格をお持ちの方等は下記の手続きが必要です※

対象となる方	手 続 き	場 所	担当課
マイナンバーカードまたは住基カードの交付を受けている方	該当するカードをお持ちのうえ、表面記載事項の変更手続きを行ってください。	市役所1階 ①番窓口	戸籍住民課 ☎ 32-2112
電子証明書の交付を受けている方	失効されますので、必要に応じて手続きをしてください。		
老人等バス無料優待証の交付を受けている方	表面記載事項の変更手続きを行ってください。	市役所1階 ②番窓口	市民生活課 ☎ 32-2132
国民健康保険に加入されている方	住所変更の手続きを行ってください。 国保証と認印及び各認定証、公的機関が発行した写真入りの身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。また、世帯主と転居された方のマイナンバーが必要となります。	市役所1階 ⑤番窓口	保険年金課 国保担当 ☎ 32-2113
後期高齢者医療に加入されている方	住所を変更する前の被保険者証・各認定証をお返してください。		
子どもはぐくみ・ひとり親家庭等重度心身障害者等医療を受給されている方	住所変更の手続きを行ってください。 医療受給者証と認印、窓口に来られる方の本人確認書類をお持ちください。 ※子どもはぐくみ医療：お子様及び生計の中心となる保護者のマイナンバーが必要となります ※ひとり親家庭等医療：父または母と児童及び扶養義務者のマイナンバーが必要となります ※重度心身障害者等医療：本人のマイナンバーが必要となります	市役所1階 ④番窓口	保険年金課 子どもはぐくみ 重度 後期担当 ☎ 32-4120
介護保険被保険者の方	新しい住所の被保険者証、負担割合証が届きましたら、住所を変更する前の被保険者証、負担割合証をお返してください。	市役所1階 ⑦番窓口	介護福祉課 介護認定給付担当 ☎ 32-3507
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方	住所変更の手続きを行ってください。	市役所1階 ⑩番窓口	児童福祉課 子ども家庭支援室 ☎ 32-2114
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	住所変更の手続きを行ってください。 手帳と認印をお持ちください。	市役所1階 ⑨番窓口	介護福祉課 障がい福祉担当 ☎ 32-2279
市営住宅入居者	世帯員異動届・同居承認申請書・明け渡し手続等を行ってください。	市役所2階	住宅課 ☎ 32-2120
公立の幼小中学校へ通学(園)されているお子様がいる方	幼稚園へ通園	幼稚園へ連絡してください。	現在お子様が通園している幼稚園
	小中学校へ通学	教育委員会学校課に連絡の上、必要な手続きをお取りください。	教育委員会学校課 ☎ 32-3811 [住所]横須町2番14号 教育委員会内2階
ごみ収集	ごみは正しく分別し、朝8時30分までに指定袋に入れて出してください。 ごみを出す場所については、ご近所の人にお尋ねください(新築の場合は、環境衛生センターまでご連絡ください)。 詳細については、本庁総合案内または環境衛生センターにて配布しております「家庭ごみ収集日程地区割表」及び冊子「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。また、市ホームページでもご覧いただけます。	環境衛生センター ☎ 32-8290 [住所] 芝生町字花谷3番地	
し尿処理	環境衛生センターへお問い合わせください。		
水道	使用開始、使用中止の手続きをしてください。	水道部 ☎ 32-6188 [住所] 田浦町字中西103番	